

霧島市条例第32号  
令和7年7月3日

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

#### 霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第21条」を「第22条」に改める。

別表第8丸岡公園の項中「緑地公園」の次に「、バッテリーカー乗り場」を加える。

別表第9都市公園使用料の2 有料公園施設を利用する場合（キ）丸岡公園の表ゴーカートの項中「320円」を「350円」に、「530円」を「600円」に改め、同表に次のように加える。

バッテリーカー	1回につき	100円
---------	-------	------

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。